

手続案内

部局名	所属名
健康福祉部	地域福祉課
手続名	
社会福祉協議会等の定款変更の認可	
根拠法令	
社会福祉法	
条項	
第45条の36第1項	
手続対象者	
定款を変更しようとする社会福祉法人 (地域福祉課所管にかかるもの 社会福祉協議会、共同募金、救護関係法人)	
提出先	
地域福祉課	
提出時期	
定款を変更しようとする時 (ただし、次の項目は届出事項 ①事務所所在地の変更 ②基本財産の単純な増加 ③公示の方法の変更)	
提出書類	
①申請書 ②理事会・評議員会議事録(写) ③変更後の定款、現行の定款 ④その他変更内容に応じた必要書類 (例) 財産目録、事業計画書、予算書・決算書、補助金等の決定書(写)、借入金関係書類、贈与契約書(写)、 身分証明書・印鑑登録証明書、工事関係契約書(写)、不動産売買契約書(写)、図面 等 ※ 提出部数 正副2部	
手数料	
無料	
審査基準	
「社会福祉法人審査基準」および「社会福祉法人審査要領」をご覧ください。	
標準処理期間	
30日	
相談窓口	
地域福祉課	
備考	
主たる事務所が市の区域内で、行う事業が当該市の区域を越えない社会福祉法人については、定款変更認可等の窓口は市になります。	